

(参考3) 合理化方策の具体的な内容

社会保険オンラインシステム刷新可能性調査や、社会保険業務・システムの見直し計画の検討（外部専門事業者に委託して削減可能業務量を試算）を踏まえるとともに、市場化テストの試行の状況を踏まえて、以下の合理化を行う。

<p>1. 事務の集中化による定型的業務の外部委託化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、社会保険事務所で受理している申請、届出等の処理を、ブロック単位に1箇所から複数設置する広域的な事務処理センターに集約し、行政の職員と外部委託先の職員が連動して効率的に分担処理する仕組みを構築
<p>2. システムの刷新による業務そのものの減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険オンラインシステムを刷新し、①手作業で行っている処理を自動化する、②社会保険庁が既に保有している情報については、被保険者による届出等の書類への記入を省略、③住民基本ネットワーク、共済組合等の他の公的機関とのデータ連携を図ることにより、職員が行う業務そのものを削減
<p>3. バックオフィス業務の効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在開発中の各省共通の人事給与システム、共済システムの導入や、全庁LANの活用により業務を効率化
<p>4. 社会保険事務局のブロック単位化による減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県単位に設置している社会保険事務局を、ブロック単位に集約
<p>5. 健保給付等業務の効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政管健保の給付業務等を公法人に移行する際に、新たなシステムを構築して、業務を効率化
<p>6. 市場化テスト（未適用事業所の適用促進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金・健康保険の未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務を包括的に委託
<p>7. 市場化テスト（国民年金保険料の収納）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な未納者情報を提供した上で、電話による納付督促、戸別訪問による納付督促及び保険料の納付委託を包括的に委託
<p>8. 市場化テスト（年金電話相談センター）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金電話相談センターの業務（電話による年金相談、電話による各種通知等への問合せの対応）を委託

(参考4) 強化する業務の具体的な内容

国民年金の保険料の長期未納者に対する強制徴収等の収納対策など、優先度の高いものから体制強化を行う。

1. 国民年金の保険料の長期未納者に対する強制徴収等	<ul style="list-style-type: none">・国民年金の保険料の長期未納者について、年間60万人に対して最終催告状を送付して、強制徴収の手続きを行う。・国民年金の保険料の長期未納者のうち、市町村からの所得情報により免除対象者に該当することが判明した者については、免除の手続きを勧奨する。
2. 厚年・健保の未加入事業所の職権適用、保険料の滞納整理	<ul style="list-style-type: none">・厚生年金、健康保険の未加入事業所について、重点的な加入指導を行っても手続きを行わない場合は、職権で適用手続を行う。・厚生年金、健康保険の保険料の滞納処分を進める。
3. 内部統制機能の強化、オンラインシステム運営体制の強化、業務品質の向上、団塊世代対策等	<ul style="list-style-type: none">・業務改善、人材育成、監査等の内部ガバナンス機能を強化する。・社会保険オンラインシステムの運営管理体制を強化し、開発業者へ依存しやすい体質を改め、開発コストの適正化を図るとともに、プログラム誤りの防止を図る。・年金相談等の業務品質の向上を図る。・いわゆる団塊世代が年金受給権を取得する世代となることによる給付、相談等の業務増に対応する。

(参考5) 政府全体の定員削減との関係

◎「総人件費改革基本指針」(平成17年11月14日、経済財政諮問会議)(抜粋)

1. 公務員の定員の純減目標

(1) 国家公務員の純減目標

国の行政機関の定員(33.2万人)を今後5年間で5%以上純減させる。

このため、定員合理化計画(定員の10%以上削減)の実施にあたって、メリハリをつけつつ増員を厳しく限定し、これまでにない大幅な純減を確保するとともに、別紙1の事項を中心に検討し、業務の大胆かつ構造的な見直しによりワークアウトを強力に進め、その結果を定員の削減に反映させ、5%以上の純減を確保する。

(別紙1) 業務の大胆かつ構造的な見直しの検討に当たっての重点事項

1. 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理
2. 地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し
3. 包括的・抜本的な民間委託等
4. IT化による業務のスリム化
5. 非公務員型独立行政法人化等

◎上記のとおり、「5年で5%以上の純減」には、独立行政法人化等も含まれており、非公務員型の政管健保公法人への移管も、この純減数に含まれることになる。

※社会保険庁の人員削減7か年計画では、公法人への移管を含めて、7年間で20%以上の純減を行うものであり、5年間では5%を大きく上回る。